

社会資本整備審議会建築分科会 建築物等事故・災害対策部会(第26回)

平成30年8月3日(金) 15:00~17:00
中央合同庁舎3号館10階共用会議室A

議事次第

1 開会

2 議事

(1) 大阪府北部を震源とする地震に係る建築物等の被害状況と今後の取組みについて

3 その他

4 閉会

配布資料一覧

- ・社会資本整備審議会 建築分科会 建築物等事故・災害対策部会 委員名簿
- ・資料1 大阪府北部を震源とする地震に係る建築物等の被害状況と今後の取組みについて
- ・参考資料1 大阪府北部を震源とする地震に係る建築物等の被害状況と今後の取組みについて
(参考資料)

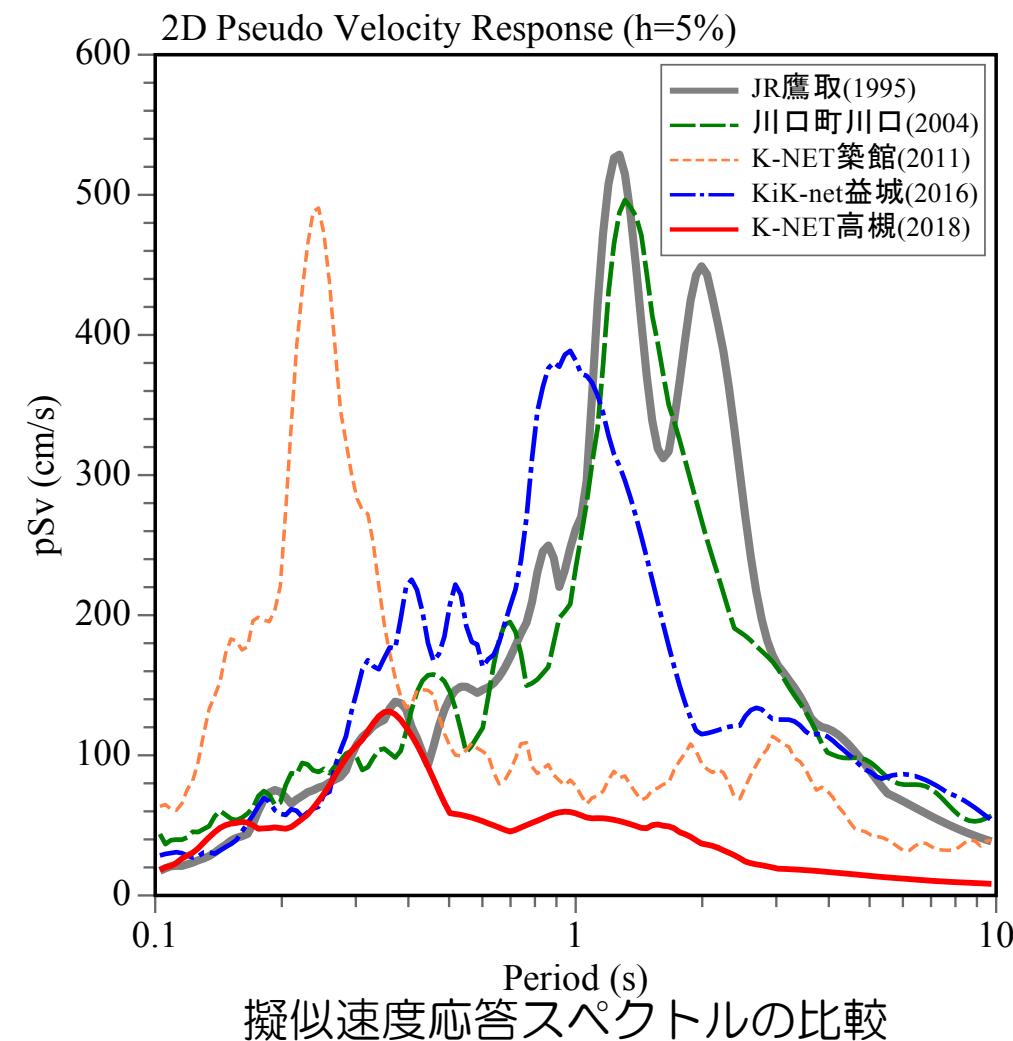
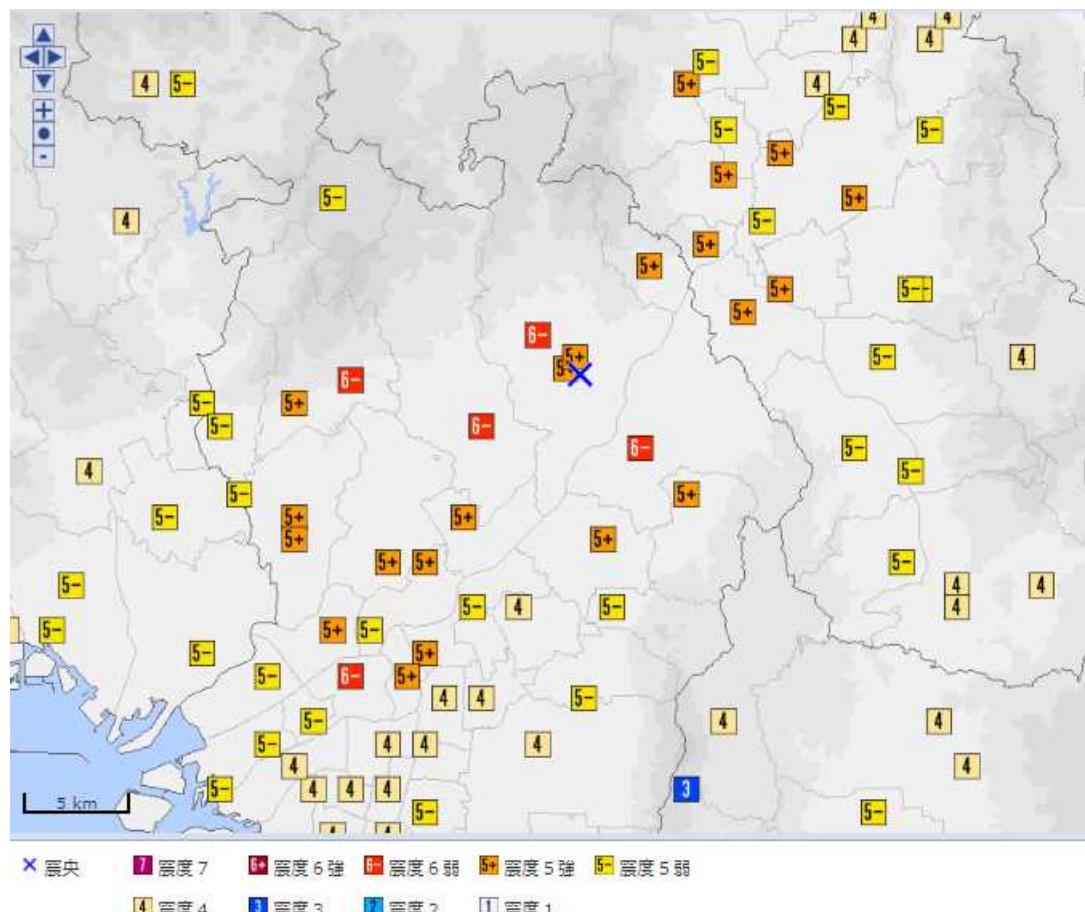
大阪府北部を震源とする地震に係る建築物等の被害状況と今後の取組みについて

平成30年8月3日
国土交通省住宅局

1. 建築物等全般の被害状況と 応急危険度判定について(報告)

地震の概要

- 大阪府北部を震源とする地震において、気象庁の震度計や(国研)防災科学研究所のK-NET、KiK-netの強震計で、最大震度6弱を記録した。
- 震度6弱が記録されたK-NET高槻の擬似速度応答スペクトルは、周期0.4秒付近より短周期側では、2011年東北地方太平洋沖地震を除く3つの観測記録(1995年兵庫県南部地震、2004年新潟県中越地震、2016年熊本地震)と概ね同程度であるが、周期0.4秒付近より長周期側では過去の観測記録に比べてスペクトルレベルが小さい。



大阪府北部を震源とする地震の概要と被害状況

- 住家被害としては、2府5県で、全壊が計12棟、半壊が計273棟、一部損壊が計41,459棟である。
- 全壊の12棟の内訳は、主として宅地被害によると見られるものが9棟、主として上部構造の被害によると見られるものが3棟である。
- 上部構造の被害により建築物(門・塀を除く)が倒壊・崩壊した事例は報告されていない。

1. 地震の概要（気象庁情報）

平成30年7月29日（日）9時30分 消防庁発表

- (1) 発生日時 平成30年6月18日7時58分頃
- (2) 震央地名 大阪府北部（北緯34.8度、東経135.6度）
- (3) 震源の深さ 13km（暫定値）
- (4) 規模 マグニチュード6.1（暫定値）
- (5) 各地の震度（震度5強以上）
 - 震度6弱 大阪府：大阪市（北区）、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市
 - 震度5強 大阪府：大阪市（都島区、東淀川区、旭区、淀川区）、寝屋川市、吹田市、摂津市、交野市、島本町、豊中市
京都府：京都市（中京区、伏見区、西京区）、八幡市、久御山町、亀岡市、長岡京市、大山崎町
- (6) 津波 この地震による津波の心配なし

2. 被害の状況

- (1) 火災の状況 【大阪府】 大阪市 3件 【兵庫県】 尼崎市 4件
- (2) 人的・建物被害

※うち2名は塀の倒壊によるもの

都道府県名	人 的 被 害				住 家 被 害					非住家被害	
	死者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建築	その他
			重傷	軽傷							
人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
三重県			1	1							
滋賀県				3							
京都府			1	21			2,434				
大阪府	5*		11	350	12	273	38,994			675	11
兵庫県			4	38			4				
奈良県				4			27				
徳島県				1							
合 計	5		17	418	12	273	41,459			675	11

大阪府北部を震源とする地震に係る応急危険度判定の実施状況

- 大阪府の6市町において、府や府内の他自治体の協力を受けて、地震発生翌日の6月19日から応急危険度判定を実施。6月21日以降は、近隣県を中心とした自治体や、各地方整備局の職員も協力。
- 6月29日までに延べ1,091人体制で計9,458件の判定を行い、**危険(赤)**が493件、**要注意(黄)**が2,194件、**調査済(緑)**が6,771件。
- 建築物の壊が危険または要注意と判定された件数は、**危険(赤)**が99件、**要注意(黄)**が413件である。

(7月4日 15時時点)

実施期間	実施市町村	実施状況				対応人数 (延べ)
		危険 (赤)	要注意 (黄)	調査済 (緑)	計	
6/19～24	大阪市	13 件 (1 件)	236 件 (23 件)	5,367 件	5,616 件	277 人・日
6/19～29	茨木市	266 件 (53 件)	963 件 (189 件)	580 件	1,809 件	362 人・日
6/20～28	高槻市	190 件 (44 件)	873 件 (194 件)	707 件	1,770 件	382 人・日
6/21～	箕面市	0 件 (0 件)	14 件 (0 件)	49 件	63 件	20 人・日
6/22～28	摂津市	23 件 (1 件)	87 件 (2 件)	47 件	157 件	32 人・日
6/25～28	島本町	1 件 (0 件)	21 件 (5 件)	21 件	43 件	18 人・日
合計		493 件 (99 件)	2,194 件 (413 件)	6,771 件	9,458 件	1,091 人・日

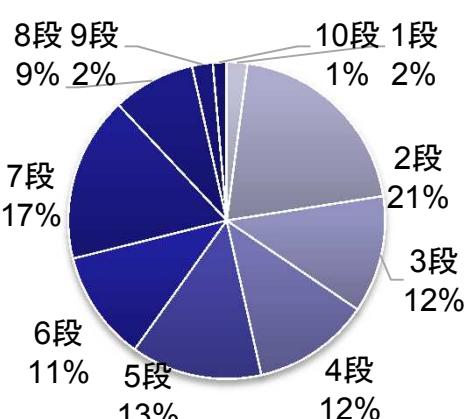
※ 対応人数には、6月21日からの国土交通省TEC-FORCEによる延べ62人・日を含む。

※ ()内は建築物の壊が危険または要注意と判定された件数（「調査済」については壊の有無は報告されない）

2. ブロック塀等の被害状況・対応と 今後の取組について(審議)

ブロック塀等の被害調査

- 応急危険度判定において、ブロック塀等について「危険」と判定されたもののうち、倒壊・傾斜等の具体的な被害内容が記載されたものについて、(国研)建築研究所の研究員3名による調査を行った。
- 調査対象10件(撤去される等により調査できなかったものを除く)について、何らかの基準不適合が疑われる。(なお、建設時期は不明である。)
- また、倒壊の報告があった塀の近隣の調査を行ったところ、約140箇所のブロック塀が確認されたが、著しい被害はみられなかった。



番号	段数	被害状況	基準不適合が疑われる内容
(1)	9	転倒	縦筋・横筋なし、控壁間隔3.4m超
(2)	5	転倒	基礎なし
(3)	9	転倒	控壁なし
(4)	6	傾斜(10.3°)	縦筋120cmピッチ、横筋なし、基礎不十分のおそれ
(5)	8	傾斜(4.9°)	縦筋120cmピッチ、控壁なし、基礎不十分のおそれ
(6)	7	傾斜(1.1°)	縦筋120cmピッチ、控壁なし
(7)	7	傾斜(1.7°)	控壁なし
(8)	7	傾斜(不明)	控壁なし
(9)	8	傾斜(1.1°)	控壁なし
(10)	8	傾斜(不明)・撤去済	控壁なし、基礎不十分のおそれ



塀の被害状況

過去の地震被害及びブロック塀等に係る基準・対策等の変遷

- ブロック塀については、昭和53年の宮城県沖地震による被害を踏まえ、昭和56年に建築基準法施行令の基準を強化。また、平成17年の福岡県西方沖地震の被害を踏まえ、建築物防災週間等の機会を捉えて対策を推進。
- 平成18年に改正された耐震改修促進法の基本方針において、ブロック塀の安全対策について記載。これを受け、地方公共団体においては県・市の耐震改修促進計画にブロック塀対策を記載するなど、継続的に対策に取り組む例がみられる一方、取組状況には差がある。

昭和25年／建築基準法制定

昭和25年政令制定／組積造に係る基準の制定

○補強コンクリートブロック造に係る基準はなし(組積造の一種として基準を適用)

昭和34年政令改正／補強コンクリートブロック造に係る基準の制定

○補強コンクリートブロック造の基準が設けられた(塀の高さ等の基準はなし)

昭和43年 十勝沖地震

昭和46年政令改正／補強コンクリートブロック造の塀に係る基準の制定 ※RC造の基準強化と同時

昭和53年 宮城県沖地震

→ ブロック塀、門柱等の倒壊により18人の死者
<科学技術庁報告書>

○補強コンクリートブロック造の塀に係る基準が制定(高さ3m以下、一定間隔の配筋、控壁の配置等)

昭和53年～建築物防災指導週間／コンクリートブロック造の塀等の安全対策を重点施策に位置づけ

○「建築物防災指導週間(昭和53年上期)の実施について」等において、安全対策推進協議会の設置、講習会等の実施、相談所の設置、広報活動及び巡回指導などを特定行政府へ依頼

平成7年 阪神・淡路大震災

平成56年政令改正／補強コンクリートブロック造の塀に係る基準の強化 ※新耐震基準の施行と同時

○宮城県沖地震による被害を踏まえ、高さの規定を強化など(高さ3m以下→2.2m以下など)

平成16年 新潟県中越地震

平成7年法律制定／耐震改修促進法の制定

平成17年 福岡県西方沖地震

→ ブロック塀の倒壊により1人の死者
<内閣府防災発表>

平成12年政令改正・告示制定／性能規定化

○構造計算による方法の具体化

平成17年～建築物防災週間／ブロック塀対策の推進の呼びかけ

○「建築物防災指導週間(平成17年上期)の実施について」等において、ブロック塀対策の推進などを特定行政府へ依頼

平成23年 東日本大震災

平成28年 熊本地震

平成30年 大阪府北部を震源とする地震

→ ブロック塀の倒壊により1人の死者
<報道より>

平成18年法律改正／改正耐震改修促進法により創設された基本方針にブロック塀の対策を位置づけ

○改正法に基づく基本方針において、地方公共団体はブロック塀の倒壊防止に係る改善指導に努めるべき旨記載

→ ブロック塀の倒壊により2人の死者
<内閣府防災発表>

平成30年6月19日、21日建築指導課長通知／既設の塀の安全点検に係る注意喚起

○学校施設の塀について、学校設置者等が行う安全点検について、連携等するよう特定行政府へ依頼
○既設の塀の安全点検のためのチェックポイントを公表するとともに、所有者等へ安全確保の取組みについて注意喚起するよう特定行政府へ依頼

1. 塀に関する基準について

- ・建築物に附属する塀の構造基準については、建築基準法において規定。
- ・今回、重大な被害が発生した塀は、補強コンクリートブロック造または組積造のものであったが、**いずれも現行の仕様基準に適合しないものとみられる。**

⇒ **既存の塀について、現行規定に適合しないものの安全対策を推進。**

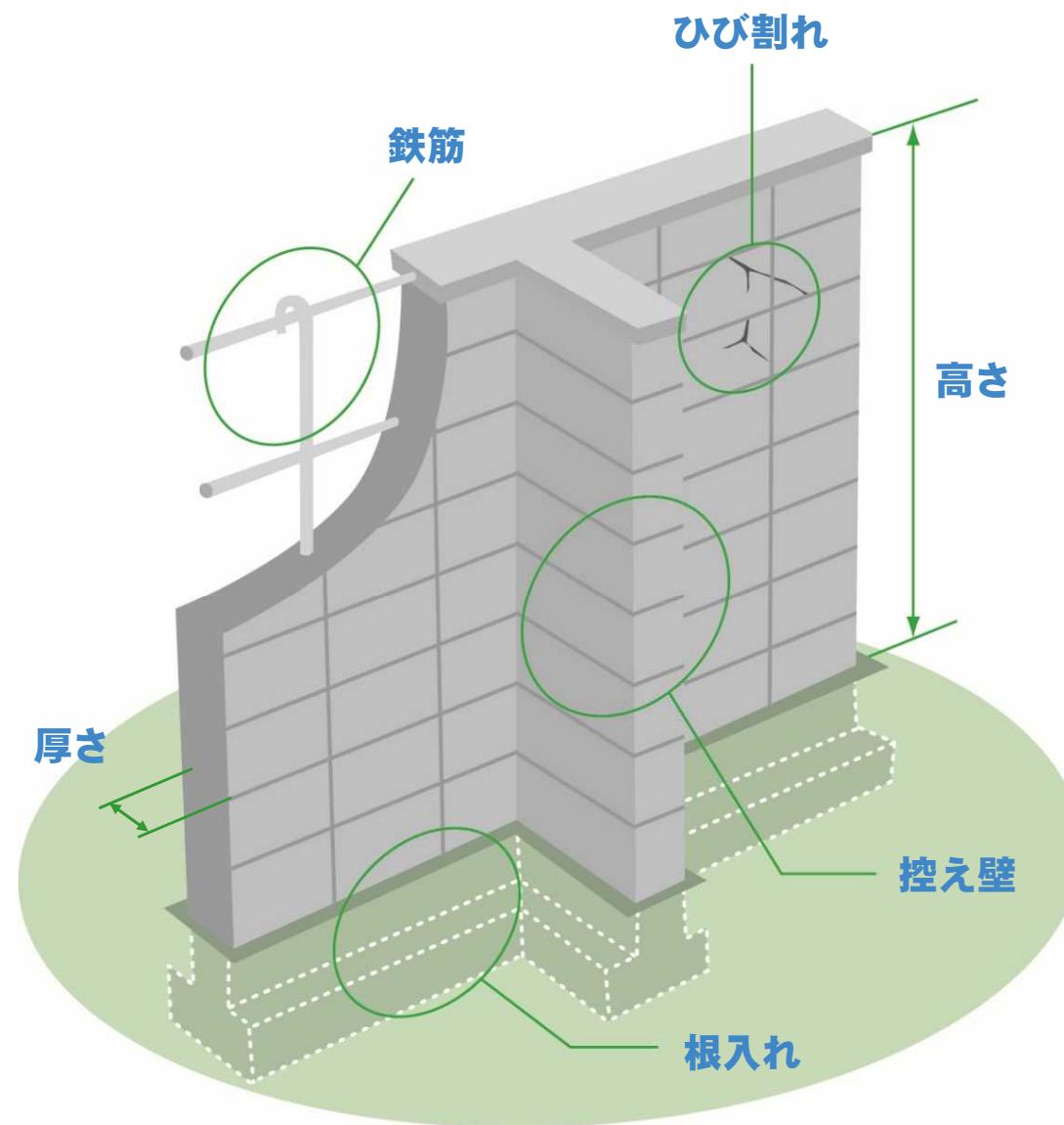
2. 塀の緊急点検について

- (1) ① **学校の塀**について、**特定行政庁**に対し、**学校設置者が行う安全点検について連携**するよう、通知。
(6/19)
※ 文部科学省からは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置者に
対し、塀の安全点検の実施を通知(6/19)
- (2) ② **学校に限らず建築物に附属する塀**について、**所有者向けの安全点検のためのチェックポイント**を提示
するとともに、**特定行政庁**に対し、**所有者等**に対して以下を注意喚起するよう要請。
① 安全点検の実施
② 安全点検の結果、危険性が確認された場合に、付近通行者への速やかな注意表示及び補修・
撤去等が必要であること

建築士関係団体及び建設関係団体に対し、所有者等からの診断依頼等への対応を要請。(6/21)

3. 被災地における応急危険度判定による塀の安全確認

- ・被災建築物**応急危険度判定**の実施に際し、**関係地方公共団体**に対し、**塀のひび割れや傾き等に特に留意して実施**するよう通知(6/20) ※国土交通省TEC-FORCE派遣により支援。



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からなことがありますれば、専門家に相談しましょう。

1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)

3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)

- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

6. 塀に鉄筋は入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- ブロック塀等に係る安全点検のチェックポイントの公表後、特定行政庁に対し、ブロック塀等に係る取組み状況についての調査を実施した。
- 主な取組みとしては、以下のようなものがある。
 - ・ 特定行政庁のホームページや広報誌、一般紙等への掲載、チラシの配布・回覧等による、一般所有者等へのチェックポイントの周知
 - ・ 特定行政庁や関係団体における相談窓口の設置、専門家の紹介や派遣等の実施

全国の特定行政庁における取組み状況概要（特定行政庁 451団体中）

取組内容	団体数(割合)
○所有者向けの周知・注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・ チェックポイントをHP等で公開・引用、チラシの配布 ・ 相談窓口の設置 ・ 建築士等の専門家の紹介や派遣 ・ 所有者等に対する塀の改善指導または注意喚起を実施 	451団体(100%) 267団体 (60%) 155団体 (35%) 181団体 (40%)
○その他の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路沿い等においてブロック塀等の点検を実施 	179団体 (38%)

所有者等への普及啓発における工夫の例

名古屋市

- ◆ 市の広報誌や**主要新聞広告欄**にブロック塀の安全確認の呼びかけ及び市の撤去助成制度に関する記事を掲載するとともに、**チラシの全戸回覧**を実施するなど、市民への周知活動をきめ細かく実施。
- ◆ 住宅都市局、区役所、学校教職員が連携し、**全学区の通学路を中心に、道路に面するブロック塀の所有者等に直接注意喚起**するとともに助成制度を案内

名古屋市 ご自宅のブロック塀は大丈夫? ブロック塀等撤去の助成制度があります!

まずはブロック塀の安全を確認しましょう!

【お問い合わせ】住宅都市局 建築指導課(西庁舎2階) ☎ 052-972-2919 (平日) 8:45~12:00, 13:00~17:30

ブロック塀の点検のチェックポイント

以下の項目を点検して、ひとつでも不適合があれば危険なので建築士などの専門家に相談し、改善しましょう。

外観でチェック

- ① 塀は高すぎないか
□ 塀の高さは地盤から 2.2m 以下か。
- ② 塀の厚さは十分か
□ 塀の厚さは 10cm 以上か。
(塀の高さが 2m を超え、2.2m 以下の場合は 15cm 以上)
- ③ 拡え壁はあるか (塀の高さが 1.2m を超える場合)
□ 塀の長さ 3.4m 以下ごとに、
塀の高さの 1/5 以上突出した拡え壁があるか。
- ④ 基礎があるか
□ コンクリートの基礎があるか。
- ⑤ 塀は健全か
□ 塀に傾き、ひび割れはないか。

専門家に相談しましょう

- ⑥ 塀に鉄筋は入っているか
□ 塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、
縦横とも 80cm 間隔以下で配筋されており、
鉄筋は壁頂部および基礎の鉄筋に、
横筋は鉄筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- 基礎の根入れ深さは 30cm 以上か。
(塀の高さが 1.2m を超える場合)

ブロック塀等の撤去に 10万円の助成が受けられます!

【お問い合わせ】住宅都市局 耐震化支援室(西庁舎3階) ☎ 052-972-2921 (平日) 8:45~12:00, 13:00~17:30

助成対象

道路に面する高さ 1m 以上のブロック塀等の撤去

※ブロック塀とは、コンクリートブロック塀、石張、レンガ塀などで、門柱も含みます。
※道路に面する部分のみ補助対象となり、両端に面する部分は補助対象外です。

助成額

下記①～④の中からいずれか低い金額を補助

- ① 撤去費用の 2 分の 1 ② 6,000 円 / m ③ 限度額 10 万円

※一部地区(名駅、栄町、下之一色、若宮)では助成金額が上乗せになる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

名古屋市からのお知らせ

外観でチェック

- 塀の高さは地盤から 1.2m 以下か。
- 塀の厚さは十分か。
- 塀の長さ 4m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した拡え壁があるか。
- 基礎があるか。
- 塀に傾き、ひび割れはないか。

専門家に相談しましょう

- 基礎の根入れ深さは 20cm 以上か。

助成申請までの手順

- ① 写真を撮る (左下図を参照)
- ② 長さ・高さを測定し、
撤去範囲を決める
(左下図を参照)
- ③ 耐震化支援室に
電話する
- ④ 施工業者から見積もりを取る

市役所に持参いただくもの

- ① 写真 (プリントしたもの)
- ② 長さ・高さ・撤去範囲がわかるもの
(写真に記入したものや図面)
- ③ ブロック塀の所在地が
わかる地図
- ④ 認印
(補助申請まで捺印を使用)
- ⑤ 見積書の写し
(すでに取扱った場合、
施工業者名、社印があるもの)

気をつけていただきたいこと

市役所から補助金の決定の通知を受ける前に契約や着工をすると、
補助金を受け取ることができません。

新聞広告（2018年7月28日（土）掲載）

所有者等における点検実施と合わせた相談体制設置の例

福岡県

- ◆ 熊本地震以降、ブロック塀に係る「安全点検パトロール」を実施。現行基準への適合状況や劣化状況等の確認の上で所有者等へ改善指導、リーフレットによる普及啓発を実施。
- ◆ 県内特定行政庁、関係団体から構成される「福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会」を6月22日に開催。相談体制の充実等の意見交換・情報共有を実施。
- ◆ 安全性が確認されなかった塀の所有者に対しては、協議会を構成する専門団体の相談窓口等を案内

福岡県ブロック塀等安全対策推進協議会構成団体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市

(一社)福岡県建築住宅センター、(一社)日本建築学会九州支部、(公社)日本エクステリア建設業協会福岡県支部、(公社)福岡県建築士会、(一社)福岡県建築士事務所協会、(一社)福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、全九州コンクリートブロック工業組合、(一社)プレハブ建築協会九州支部



京都市

- ◆ 7月13日よりブロック塀等の安全対策に係る支援制度を設立し、ブロック塀等の除却工事の費用の一部の助成制度を設置するとともに、建築士団体に委託し、ブロック塀等の点検を希望する所有者への専門家の派遣を実施
- ◆ 併せて、ブロック塀等の安全対策に係る専用窓口を開設

ブロック塀等の安全確保対策について(案)

- 今後のブロック塀等の安全確保対策としては、これまでに講じた所有者等への啓発・注意喚起に加え、耐震改修促進法の枠組みを活用した継続的な取組みを行っていく。

対策1

- まずは安全性チェックを行うとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施

- ・ 国の防災週間の取組みとして、建築物防災週間をはじめとする機会をとらえ、安全点検チェックポイント(6月21日公表)を周知徹底
- ・ 地方公共団体における取組み事例の共有

対策2

- 耐震改修促進法の枠組みを活用し、既存不適格の塀を有する建築物の耐震診断・改修を促進

- ・ ブロック塀対策については、これまでも耐震改修促進法の基本方針において、「その他の地震時の安全対策」として記載しているが、一定の高さ等を有する塀については、避難路沿道の建築物と同様に耐震診断・改修を推進する仕組みについて検討

対策3

- 現行基準に適合しない塀の除却・改修に対する支援制度の活用について、周知を図るとともに、さらなる支援策の必要性について検討

※ 現状、ブロック塀の撤去や改修については、空き家の除却と一体となって行われる場合のほか、地方公共団体が防災・安全交付金等の効果促進事業として行う場合に支援

対策4

- パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、厳正に対処

3. エレベーターの被害状況・対応と 今後の取組について(審議)

エレベーターの被害状況(1/3)

1. 被害の概要

- 人的な被害は発生していない。
- (一社)日本エレベーター協会からの報告によると、2府3県※における大阪府北部を震源とする地震によるエレベーターの停止・閉じ込めの件数は下表のとおり。
- さらに詳細な被害状況については調査中。

※ 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

保守台数 (A)	約122,000	
停止台数 ※ ¹ (B)	約66,000	約54% (B/A)
うち地震時管制運転装置※あり (C)	約33,000	うち約50% (C/B)
閉じ込め台数 (D)	339	約0.3% (D/A)
うち地震時管制運転装置※ ² あり (E)	155	うち約46% (E/D)
部品の故障・損傷等台数 (F)	約800	約0.7% (F/A)

※1 異常に動いているが、点検依頼があった台数を含む。

※2 地震の初期微動を検知して、自動的にかごを着床位置に停止させ、かごの戸を開放する装置

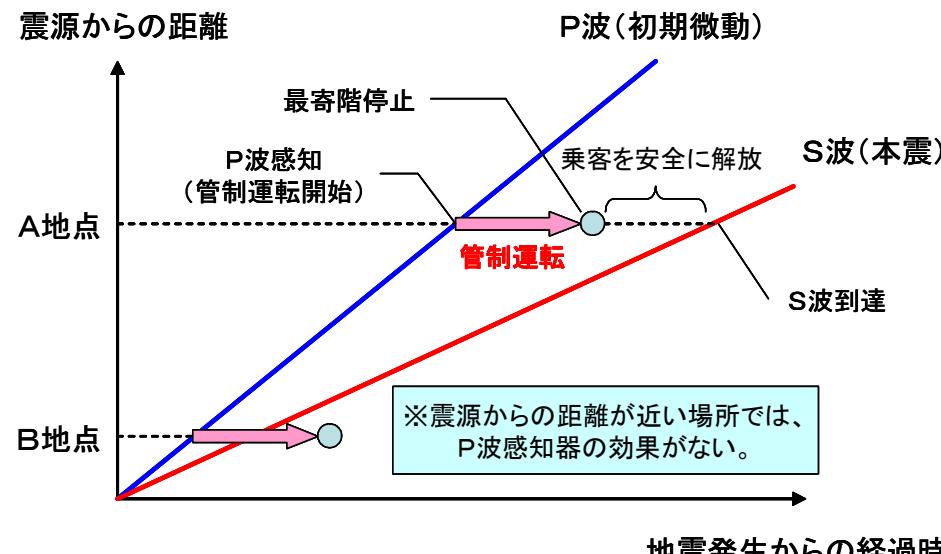
2. エレベーターの停止について

- エレベーターの停止は約66,000台発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
- 原因は、強い揺れの本震を感知したことによる地震時管制運転装置の作動や停電によるものが多い。
※停電は、大阪府を中心に最大で約17万戸発生。(関西電力webサイトより)
- 停止したエレベーターについては、二次災害を防止するため、専門技術者が安全性を確認して復旧。
- 部品が破損したものや、建物が被害を受け立ち入ることのできなかったもの等を除き、2日以内(6月20日まで)に復旧。部品が破損していたものについても4日以内(6月22日まで)に大半が復旧。

3. エレベーターの閉じ込めについて

- エレベーターの閉じ込めは339件発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
- 地震時管制運転装置が設置されているにも関わらず閉じ込めが起こった原因の多くは、最寄り階着床前に本震が到来し、「ドアスイッチの開路」、「本震感知器による高ガルの揺れの感知」、「調速機の過速スイッチの作動」によって停止したことによるもの。
- 閉じ込めからの救出時間は、通報を受けてから最大約320分(渋滞等で保守員の到着が遅れたケース)、平均は約80分(約180分で約90%は解消していた)。

<地震時管制運転装置の作動原理>



停止・閉じ込めの把握について

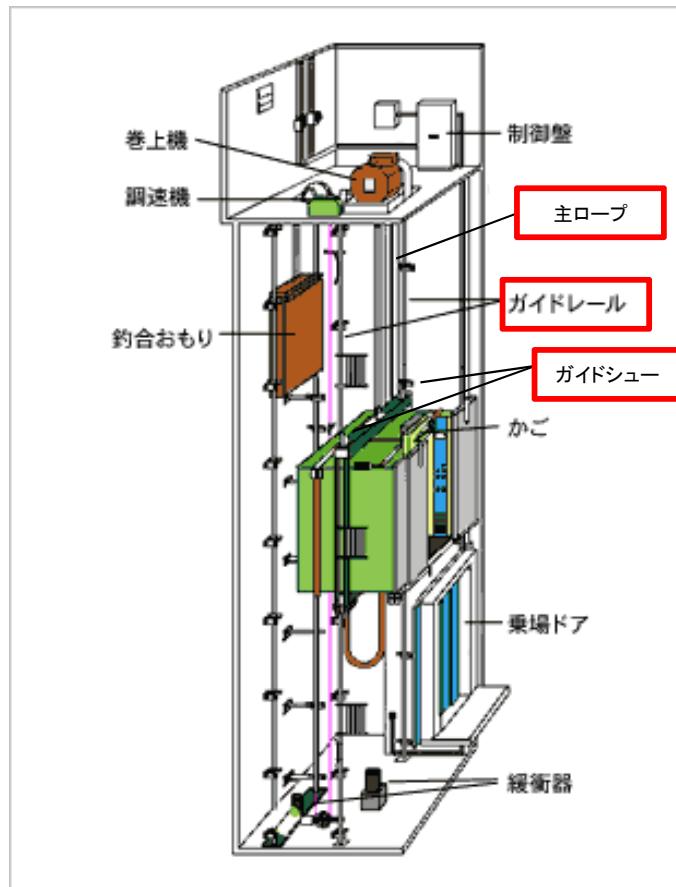
- エレベーター保守管理事業者によるエレベーターの停止及び閉じ込めの把握については、遠隔監視装置※により発災後速やかに把握された。(一部、地震により通信が繋がりにくい状態が発生した(NTTドコモ等のHPによる)ため、電話網(携帯電話)を活用した遠隔監視装置の通報に影響した。)
- ※エレベーター停止の大半を占める大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県における全エレベーターの約80%に設置

エレベーターの被害状況(3/3)

4. エレベーターの故障について

- エレベーターの故障は、約800台発生。(日本エレベーター協会会員各社の合計)
- 主な故障は、ガイドレールからのガイドシュー外れ、主ロープの損傷等。
- 地震時管制運転装置の設置や耐震措置※が行われていたエレベーターのうち、故障したエレベーターの台数(割合)については、現在調査中。

※主要な支持部分の構造計算の確認、釣合いおもりの脱落防止等の措置(平成25年の建築基準法施行令の改正(平成26年施行))



※(一社)日本エレベーター協会HPより

1. 閉じ込め対策

(1) 閉じ込めが起こりにくいエレベーターの普及

○閉じ込めが起こった原因を今後詳細に調査した上で、以下の取組みを実施。

取組みの方向	取組み主体
ドアスイッチや調速機の過速スイッチ等が地震の揺れにより本来作動すべきでないケースに作動しない技術の検討	・エレベーター業界
地震時管制運転装置の改良※による閉じ込めリスクの低減及び当該装置の設置済みマークの更なる普及 	・国土交通省 ・エレベーター業界

※初期微動を感じ最寄り階に着床した後、本震の到来前に運転を再開しない機構の開発 等

(2) 閉じ込めの早期救出

取組みの方向	取組み主体
各社の閉じ込め救出体制の検証及び必要に応じて体制の見直し	・エレベーター業界 (保守事業者)
救出者に危険が及ばない場合に、エレベーター保守事業者以外(消防機関や建物管理者等)でも、閉じ込め救出に事故なく対応できるよう、研修等の取組みの充実 ※消防機関向けの研修は(一社)日本エレベーター協会において実施。建物管理者等向けの講習は保守事業者各社において実施。	・エレベーター業界 (保守事業者)

1. 閉じ込め対策

(3)閉じ込められた方の安全の確保

取組みの方向	取組み主体
閉じ込められた方が、体調を崩すことなく、必要な情報を得ながら救出を待つことができるよう、防災キャビネットの設置の推進	・国・エレベーター業界(普及啓発) ・所有者・管理者(設置)

2. 停止したエレベーターの早期復旧

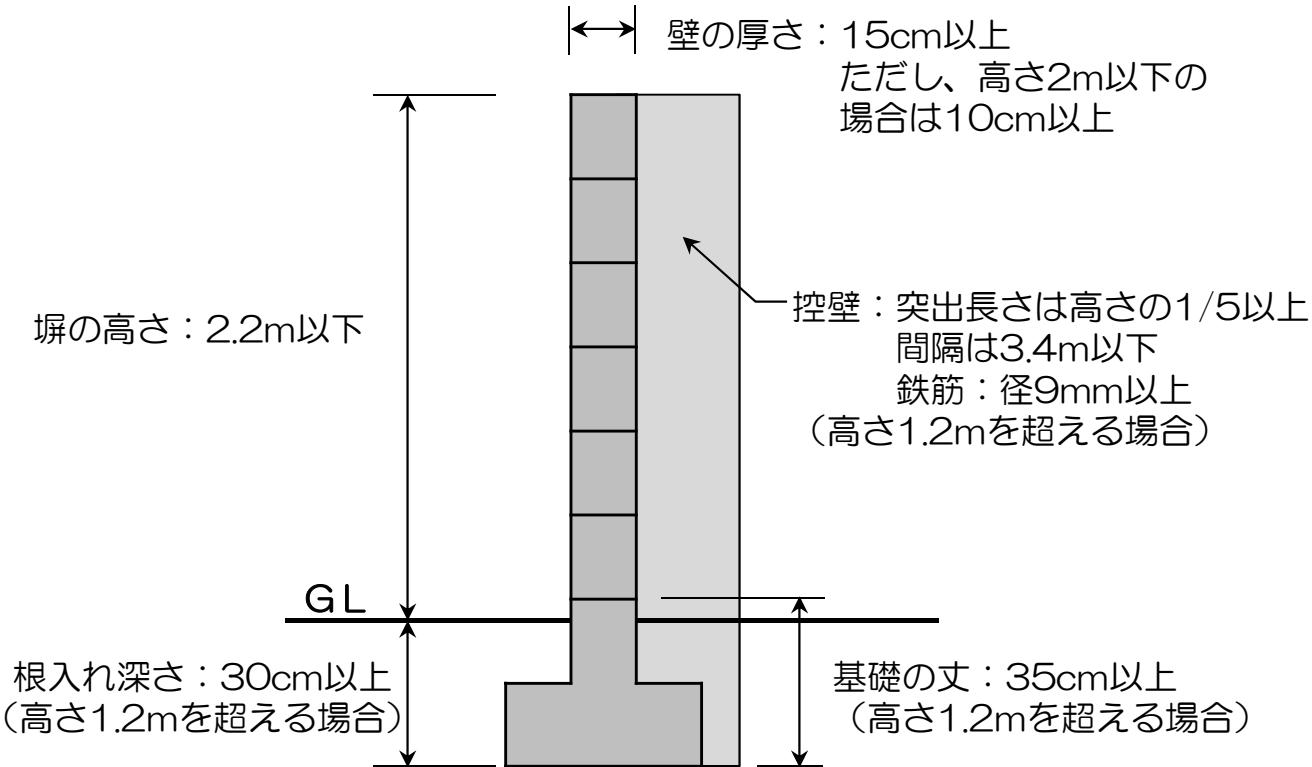
取組みの方向	取組み主体
各社によるエレベーターの復旧体制の検証及び必要に応じて体制の見直し	・エレベーター業界 (保守事業者)
エレベーターの復旧の優先順位について、さらにきめ細かく対応 (地方自治体と連携し、優先して対応すべき建物用途の明確化等を検討)	・国土交通省・地方自治体 ・エレベーター業界

3. エレベーターの故障・損傷の抑止

取組みの方向	取組み主体
平成26年4月以前※に設置されたエレベーターの耐震化の取組み促進 ※平成26年4月より、主要な支持部分の構造計算、釣合おもりの脱落防止等の耐震措置を義務化	・国土交通省 ・エレベーター業界

大阪府北部を震源とする地震に関する建築物等の 被害状況と今後の取組みについて (参考資料)

補強コンクリートブロック造の塀 (令第62条の8)



- 壁頂及び基礎の横筋：径9mm以上
- 壁の端部及び隅角部の縦筋：径9mm以上
- 壁内の縦横筋：径9mm以上間隔80cm以下
 - ・縦筋は壁頂及び基礎の横筋にかぎ掛けして定着
(鉄筋径の40倍以上基礎に定着させる場合を除く)
 - ・横筋はこれらの縦筋にかぎ掛けして定着

- ※ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りではない。
- ※ このほか、令第62条の6において、目地及び空洞部におけるモルタルの充填や縦筋の接合方法に関する規定がある。

組積造の塀（令第61条）

- ・塀の高さ：1.2m以下
※昭和45年12月までは3m以下
昭和46年1月から昭和56年5月までは2m以下
- ・壁の厚さ：その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上
- ・控壁の間隔：4m以下
(十分な厚さがある場合を除く)
- ・根入れ深さ：20cm以上
※ 昭和46年1月に追加

昭和56年6月の改正内容 (その他の規定は昭和46年1月施行)

- ・塀の高さ 3m以下 → 2.2m以下
- ・控壁の間隔 3.2m以下 → 3.4m以下
- ・縦筋末端の定着仕様
(鉄筋径の40倍以上の定着を追加)

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正施行
平成25年11月25日改正施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村）
- 目標達成のための具体的な施策
- 防災拠点建築物の指定（都道府県）

（1）建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯槽場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

（2）建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のまま可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3／4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

- ・耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

耐震改修促進法の基本方針(抜粋)

平成18年1月25日国土交通省告示第184号(最終改正平成28年3月25日国土交通省告示第529号)

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抄)

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、**ブロック塀の倒壊防止**、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。(後略)

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要な事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(前略) また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や**危険なブロック塀の改修・撤去等の取組**を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

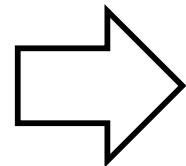
二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(前略) また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や**危険なブロック塀の改修・撤去等の取組**を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

住宅・社会资本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

ブロック塀対策について、効果促進事業の枠組みを通じて地方公共団体を支援

住宅・社会资本の整備

基幹事業(A事業)(社会资本整備総合交付金)

- 道路 ○港湾 ○河川 ○砂防
- 下水道 ○海岸 ○広域連携 ○都市公園
- 市街地 ○住宅 ○住環境整備 等

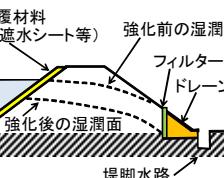
基幹事業(A事業)(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会资本整備事業

- ・インフラ老朽化対策
例)橋梁・トンネルの補修



- ・事前防災・減災対策
例)河川堤防の緊急対策



- ・生活空間の安全確保
例)通学路の交通安全対策



関連社会资本整備事業 (B事業)

基幹事業に関する

- 各種
「社会资本整備事業」
(社会资本整備重点計画法)

- 「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業(C事業)

- 計画の目標実現のため基幹事業と一緒に、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

- 全体事業費の2割目途

(社会资本整備総合交付金の例)

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)
- ・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

- 例)ハザードマップ作成・活用
- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施
- ・防犯灯、防犯カメラの整備 等



例)水防訓練の実施



ブロック塀の撤去等に対する支援

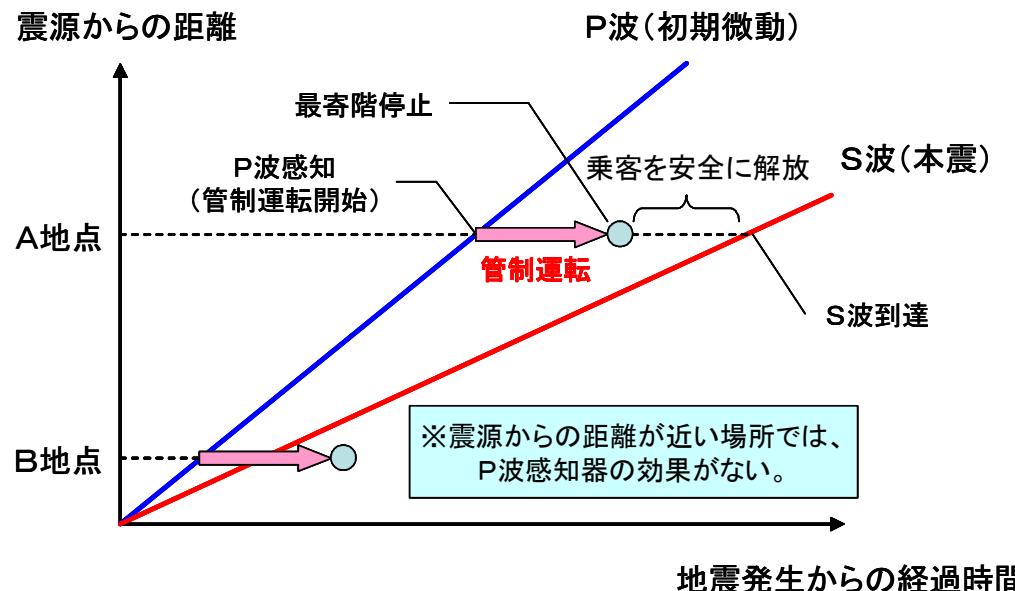
防災・安全交付金等(効果促進事業)を活用したブロック塀の撤去等に対する支援の例

都道府県	市町村名	支援対象	補助金額	補助限度額
宮城県	仙台市	撤去	工事費または4,000円/m ² (高齢者の場合5,000円/m ²)の低い方の額	150,000円
山形県	酒田市	撤去 改修	工事費の1/2または4,000円/m ² の低い方の額	80,000円
静岡県	静岡市	①撤去 ②新設	①見積金額または8,900円/mの低い方の1/2 ②見積金額または38,400円/mの低い方の1/2	①100,000円 ②250,000円
愛知県	名古屋市	撤去	①木造住宅密集地域4地区以外は、工事費の1/2以内または6,000円/mの低い方 ②木造住宅密集地域4地区は、工事費の3/4以内または9,000円/mの低い方	①100,000円 ②150,000円
高知県	高知市	撤去 新設	限度額以内の場合は全額補助	205,000円

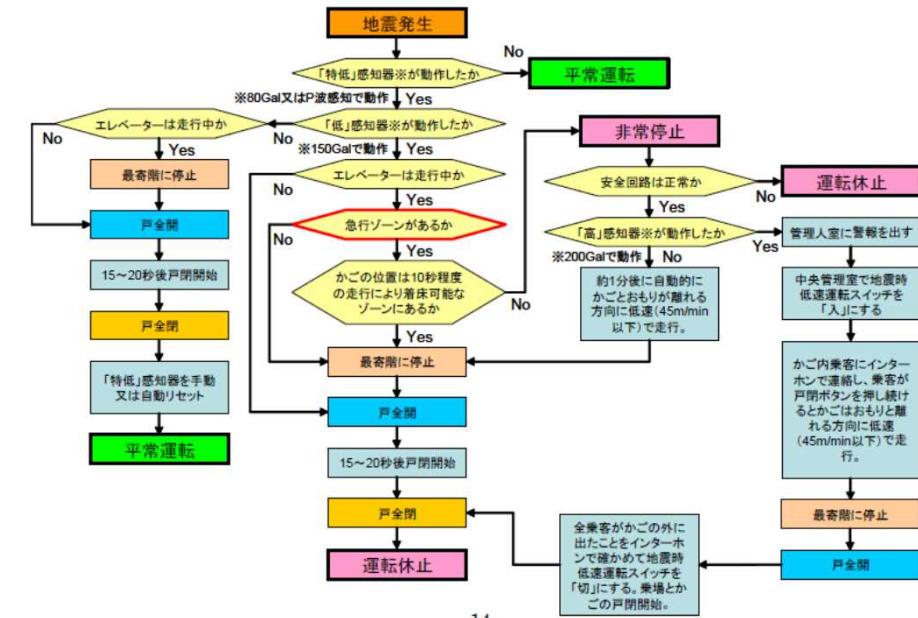
地震時等管制運転装置

- S波(本震)の前にP波(初期微動)を感知し、S波(本震)が到達する前に早期にエレベーターを管制運転させることによって、最寄階に着床・停止させ、乗客の閉じ込めを防止する安全装置
- 改正建築基準法施行令(平成21年9月28日施行)により設置を義務付け(令129条の10第3項第2号)

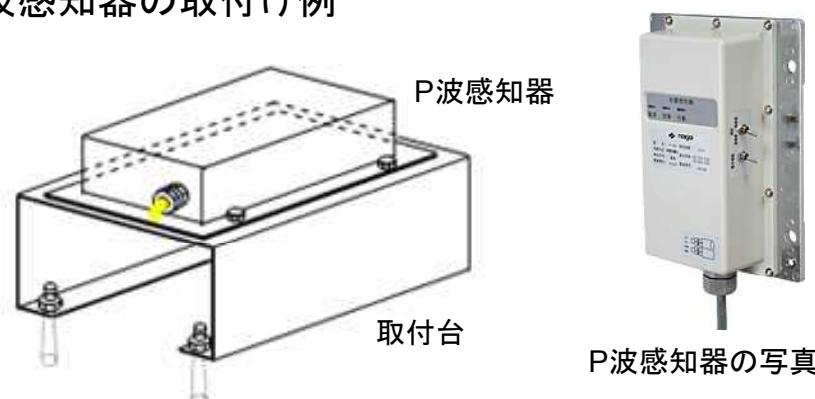
■P波・S波と管制運転の関係



■運転フローチャート(例)



■P波感知器の取付け例



■エレベーター安全装置設置済みのマーク表示制度

一般の利用者にとって地震時等管制運転装置が設置されているエレベーターかどうかが容易にわかるマークをエレベーター内の見やすい場所に表示する任意制度を平成24年8月より運用を開始。



エレベーター復旧の優先順位について

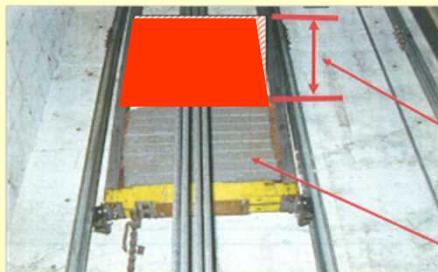
○エレベーター業界では一定の高層住宅や災害弱者の利用する建物を配慮し、下表のような**優先順位**で可能な限り円滑な救出、復旧に努めている。

優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅 (地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

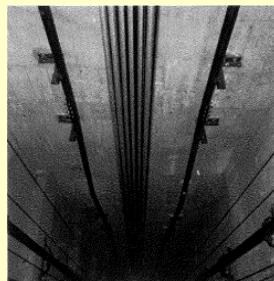
エレベーターの地震対策について（改正政省令H25.7.12公布、告示H25.10.29公布、H26.4.1施行）

- 東日本大震災において、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生したことを踏まえ、地震その他の震動に対する釣合おもりの脱落防止並びに主要な支持部分の構造上の安全性に関する政令等を改正。
- これまでエレベーターの地震対策は、かご・釣合おもり枠の脱レール防止、主索の外れ防止、駆動装置・制動機の転倒防止等について規定されてきたが、釣合おもりの脱落防止、主要な支持部分の地震に対する構造上の安全性に関する規定はなかった。

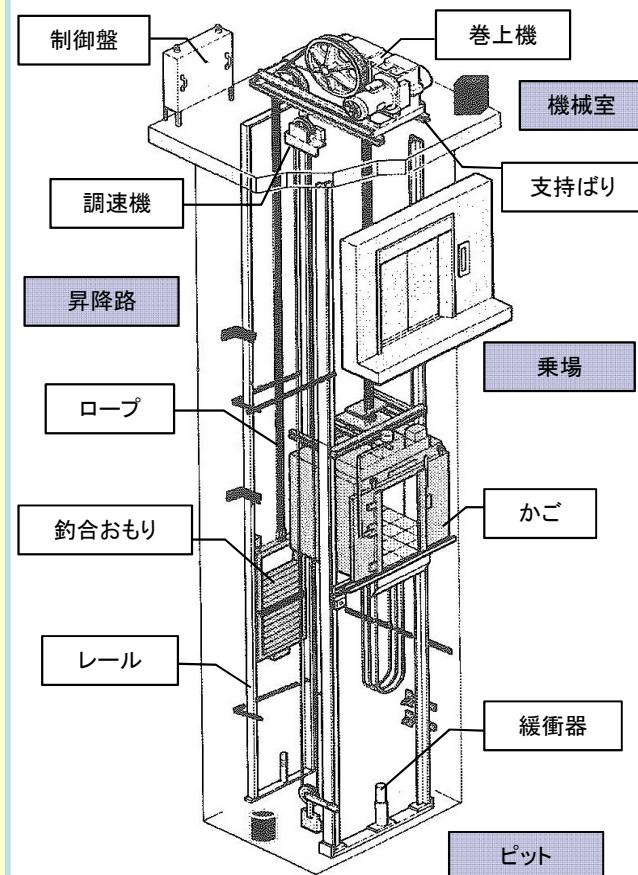
釣合おもりの脱落事例



レール変形事例

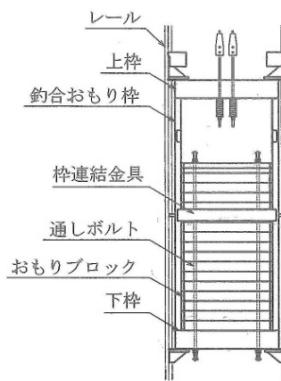


ロープ式エレベーターの構造

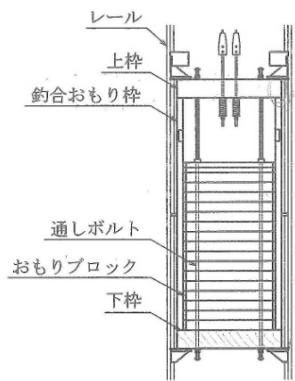


◇釣合おもりの脱落防止を規定

釣合おもりが脱落しない構造方法の例



i) おもりとおもり下枠間に通しボルト付き



ii) 上下枠に通しボルト付き

◇主要な支持部分の地震に対する構造計算の基準を規定

主要な支持部分：エレベーターのかごを支え、
又は吊る構造上主要な部分
【例】レール（レール支持部材を含む）、
支持ばり、プランジャー、シリンダーなど

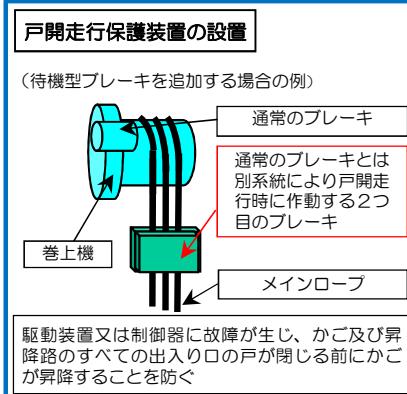
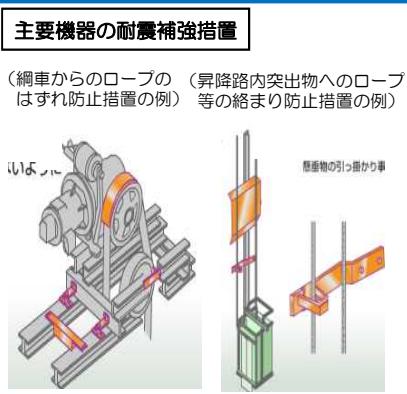
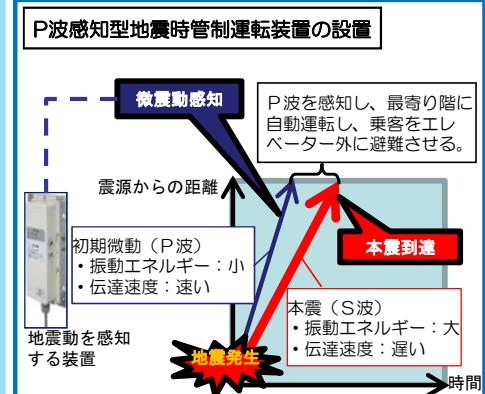
補助内容

「釣合おもりの脱落防止対策」「主要な支持部分の構造」は平成26年度から新規拡充

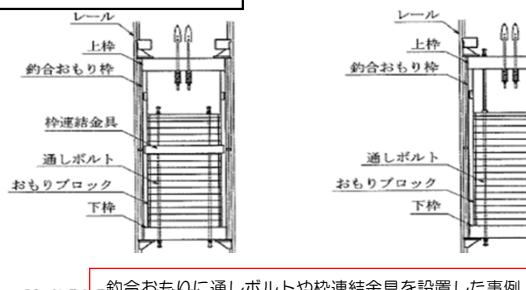
補助対象

既設エレベーターの防災対策改修（P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置及び釣合おもりの脱落防止対策、主要な支持部分の構造）

エレベーターの防災対策改修

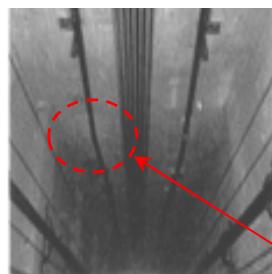


釣合おもりの脱落防止対策



平成26年度拡充

主要な支持部分の構造



平成26年度拡充

「主要な支持部分」
エレベーターのかごを支え、又は構造上主要な部分

【例】レール（レール支持部材を含む）、支持ばり、プランジャー、シリンダーなど

昇降路内のレールの変形事例

補助要件

建築物の要件：一定の区域内の1,000m²以上かつ3階以上の耐火又は準耐火建築物のうち、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物で、修繕項目にエレベーター、エスカレーターが規定された長期修繕計画又は維持保全計画を作成している建築物に設置されたもの

補助率等

補助率：11.5%（国費）（補助対象限度額：514万円／台）

※ 構造躯体とエレベーターの耐震改修と併せて工事を行う場合（補助対象限度額：360万円／台を加算）